

(6) 都市計画事務所地区

本市では、緑ヶ丘周辺において、庁舎等の公共公益施設を集中的に配置し、公共の福祉の増進に資することを目的として、都市計画事務所地区を1地区指定しています。

都市計画事務所地区の指定状況

No.		1
名称		都市計画緑ヶ丘事務所地区
当初	決定告示日	座間市座間都市計画事務所地区建築条例：平成4年3月30日 都市計画決定：平成4年6月1日
	告示番号	座間市条例第3号 都市計画決定：座間市告示49号
変更	変更告示日	座間市座間都市計画事務所地区建築条例の一部改正：平成8年3月29日 都市計画変更：平成8年5月10日
	告示番号	座間市条例第13号 都市計画変更：座間市告示56号
面積		2.8ha
都市計画変更理由		平成8年5月10日付けをもって新用途地域の指定に伴い当該区域が住居地域から第一種住居地域移行したことに伴い規制項目のマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これに類するものが第一種住居地域内では出来なくなったことから、これらを規制項目から外す。
建築してはいけない物		建築基準法第48条第3項の規定によるほか、座間市座間都市計画事務所地区建築条例第3条の別表に定めるもの。 (別表、学校神社、寺院、教会その他これらに類するもの、公衆浴場、工場、ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場、ホテル又は旅館、自動車教習所、畜舎)
建築してもよい物		座間市座間都市計画事務所地区建築条例第4条による市民文化会館

都市計画緑ヶ丘事務所地区区域図

